



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1 か月 2,200 円

目 次（*については県例規集掲載事項）

○ 公安委員会規則

*14 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○ 告示

- 1491 生活保護法による指定介護機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 1492 生活保護法による介護機関の指定
(")
- 1493 " (")
- 1494 生活保護法による指定介護機関の変更
(")
- 1495 " (")
- 1496 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
(障害福祉課)
- 1497 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
(")
- 1498 換地計画の決定
(農業農村整備課)
- 1499 印南土地改良区の役員の退任 (")
- 1500 保安林の指定予定の通知
(森林整備課)
- 1501 和歌山県景観計画
(都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

*114 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

○ 海区漁業調整委員会指示

- 1 イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月2日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人
和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号の2（表面）の備考に次のように加える。

- 3 「歩行困難者使用中」の表示部分については、被交付者が特に希望する場合は、「〇〇（身体障害の部位又は内容）障害者使用中」又は「身体障害者等使用中」とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
誠光ライフ株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	誠光ライフ株式会社田辺営業所	田辺市新庄町2744番地	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成20.9.30

和歌山県告示第1492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）

により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人天竹会	海南市重根11-1	天寿苑（介護予防）訪問介護事業所	海草郡紀美野町下佐々385-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.7.1
セイコーメディカル株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	セイコーメディカル株式会社田辺営業所	田辺市新庄町2744番地	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成20.10.1

和歌山県告示第1493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
森まどか	田辺市たきない町10-34	まどかデンタルクリニック	田辺市たきない町10-34	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20.10.14
有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	さくらホームヘルプサービス	田辺市下三栖1471-10	居宅介護支援	平成20.11.5
医療法人要外科内科医院	新宮市井の沢9-10	緑ヶ丘介護サービスセンター	新宮市井の沢9-10	介護予防訪問介護	平成20.4.1
医療法人要外科内科医院	新宮市井の沢9-10	緑ヶ丘訪問看護ステーション	新宮市井の沢9-10	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.4.1

和歌山県告示第1494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）

により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更事項（届出者の名称）		主たる事務所の所在地	変更事項（指定事業所の名称）		指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	新		旧	新			
誠光堂株式会社	セイコーメディカル株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	誠光堂株式会社新宮営業所	セイコーメディカル株式会社新宮営業所	新宮市緑ヶ丘1丁目9番5号	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成20.10.1

和歌山県告示第1495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）

により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	変更事項（主たる事務所の所在地）		指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
	旧	新				

誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南1丁目2番21号	和歌山市築港6丁目9番地の10	誠光ライフ株式会社田辺営業所	田辺市新庄町274-4番地	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成20.7.14
-----------	-----------------	-----------------	----------------	---------------	---	-----------

和歌山県告示第1496号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120255	訪問介護事業所ありがとう	和歌山市上野417-11	行動援護	知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社希望	和歌山市上野417-11	平成20.12.1	平成26.11.30

和歌山県告示第1497号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エグチ薬局堀止店	和歌山市堀止南ノ丁4-37	甲斐晴美	平成20.12.1

和歌山県告示第1498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営畑地帯総合整備事業名田地区上野2工区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成20年12月3日から平成21年1月7日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局産業振興部農地課及び御坊市農林水産課

和歌山県告示第1499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、印南土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員

職名 氏 名 住 所

監事 久保井始 日高郡印南町大字西ノ地1311番地の1

和歌山県告示第1500号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字坂田井607の6（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂田井607の6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1501号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、和歌山県景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示し、当該景観計画の図書を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、平成21年1月1日から施行する。

平成20年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第114号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第2条」の次に「、第5条の2」を、「第3条」の次に「、第5条の3」を加える。

第3条第1項中「第4条第2項イ」の次に「、第5条の4」を加える。

第4条中「（以下「燃料供給業者」という。）」の次に「、公費負担条例第5条の3に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）」を加える。

第5条第1項中「又はポスター作成証明書」を「、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書」に改め、「その他の者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「及び別記第6号様式」

を「から別記第6号様式までの様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第6条第1項中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 1 条関係)

その 1

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1 に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の 借入れ					
運転手の 雇用					
燃 料 代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

その 2

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行和歌山県知事選挙

候補者 氏 名 ㊞

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

その 3

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊞

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

その 1

選挙運動用自動車使用契約変更届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を変更したので届け出ます。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日		契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			運送契約期間	運送契約金額	
変更前					
変更後					

2 1 に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日		契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
				借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の 借入れ	変更前					
	変更後					
運転手の 雇用	変更前					
	変更後					
燃 料 代	変更前					
	変更後					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

その 2

選挙運動用ビラ作成契約変更届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を変更したので届け出ます。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行和歌山県知事選挙

候補者 氏 名 ㊞

記

契約年月日		契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			作成契約枚数	作成契約金額	
変更前					
変更後					

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

その 3

選挙運動用ポスター作成契約変更届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を変更したので届け出ます。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙（選挙区）

候補者 氏 名 印

記

契約年月日		契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			作成契約枚数	作成契約金額	
変更前					
変更後					

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

その 1

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊟

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 _____
氏名 (名称) _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今 回 の 購 入 金 額(b)	円	円
燃 料 代 計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から和歌山県に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

その 2

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 5 条の 4 の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行和歌山県知事選挙

候補者 氏 名 ㊟

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 _____
氏名 (名称) _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から和歌山県に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成した枚数も含めて記載してください。

その 3

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ④

記

- 1 契約年月日 平成 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 _____
氏名 (名称) _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、作成業者ごとに別々に候補者から和歌山県に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成した枚数も含めて記載してください。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

その 1

確認番号

選挙運動用自動車燃料代確認書

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。

その 2

確認番号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 5 条の 4 の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 和歌山県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。

その 3

確認番号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。

その 1

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ⑩

記

[illegible]

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が和歌山県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,300円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、和歌山県に支払を請求することはできません。

その 2

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印
記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が和歌山県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その 3

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊞

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が和歌山県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、和歌山県に支払を請求することはできません。

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 5 号様式の 2 (第 5 条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 和歌山県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が和歌山県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 130,000 枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

7 円 30 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

365,000 円 + 4 円 88 銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

$$\frac{\quad}{\quad} = \text{単 価} \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 銭未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array} \right]$$

当該作成枚数

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

別記第6号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（選挙区）

候補者 氏 名 ⑩

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）に おけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が和歌山県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

301,875円+510円48銭×ポスター掲示場数

_____ = 単 価

ポスター掲示場数

$$\left(\begin{array}{l} 1 \text{ 円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array} \right)$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

557,115円+26円73銭×（ポスター掲示場数－500）

_____ = 単 価

ポスター掲示場数

$$\left(\begin{array}{l} 1 \text{ 円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array} \right)$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

その 1

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつてはその代表者の氏名

住 所

氏名 (名称)

印

記

1 請求金額 円

2 内訳

請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本支店名	
預 金 種 類	1 普通 2 当座 9 別段	口座番号	
フリガナ 口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規程する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。

(別紙) その 1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使 用 年 月 日	運 送 金 額(イ)	基 準 限 度 額(ロ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その 2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使 用 年 月 日	借入れ金額(イ)	基 準 限 度 額(ロ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
年 月 日	円	15,300円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
年 月 日		円 × 0 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」 (計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」 欄には、(イ) の (計) 欄又は (ロ) の (計) 欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」 欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載ください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」 欄及び「(イ)」 欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬(イ)	基 準 限 度 額(ロ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その 2

請求書

(選挙運動用ビラの作成)

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 5 条の 4 の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつてはその代表者の氏名

住 所

氏名 (名称)

印

記

1 請求金額 円

2 内訳

請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 和歌山県知事選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本支店名	
預 金 種 類	1 普通 2 当座 9 別段	口座番号	
フリガナ 口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚) を添付してください。

(別紙)

請求内訳書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 D 欄には、次により算出した額を記載してください。

(イ) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7 円 30 銭

(ロ) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{365,000 \text{円} + 4 \text{円} 88 \text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots (1 \text{ 銭未満の端数は切上げ})$$

2 E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その 3

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつてはその代表者の氏名

住 所

氏名 (名称)

印

記

1 請求金額 _____ 円

2 内訳

請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本支店名	
預 金 種 類	1 普通 2 当座 9 別段	口座番号	
フリガナ 口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

選挙区に おける ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

- (1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}$$

ポスター掲示場数

= 単 価

1円未満の

端数は切上げ

- (2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)$$

ポスター掲示場数

= 単 価

1円未満の

端数は切上げ

- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

平成20年12月2日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

1 指示する内容

下記の区域及び期間内は、全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

田辺沖

(世界測地系)

ア	北緯33°43′ 41.4479″	東経135°20′ 38.3969″
イ	北緯33°43′ 38.0773″	東経135°20′ 45.2179″
ウ	北緯33°43′ 42.7150″	東経135°20′ 48.5005″
エ	北緯33°43′ 46.0856″	東経135°20′ 41.6795″

白浜沖

(世界測地系)

ア	北緯33°41′ 02.1899″	東経135°19′ 50.4931″
イ	北緯33°40′ 56.2694″	東経135°19′ 55.6936″
ウ	北緯33°41′ 01.3546″	東経135°20′ 03.9774″
エ	北緯33°41′ 07.2752″	東経135°19′ 58.7769″

(2) 期間

毎年1月1日から12月31日まで

2 指示する期間

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで（2年間）